

環境アセスメント制度の あらまし

Environmental Impact Assessment

環境アセスメント制度（環境影響評価制度）とは

環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、その事業を行うことによって環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して県民のみなさま、知事、市町村長などから意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境の保全の見地からより望ましい事業計画にしていく制度です。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



愛知県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

1 環境影響評価制度に関するこれまでの経緯

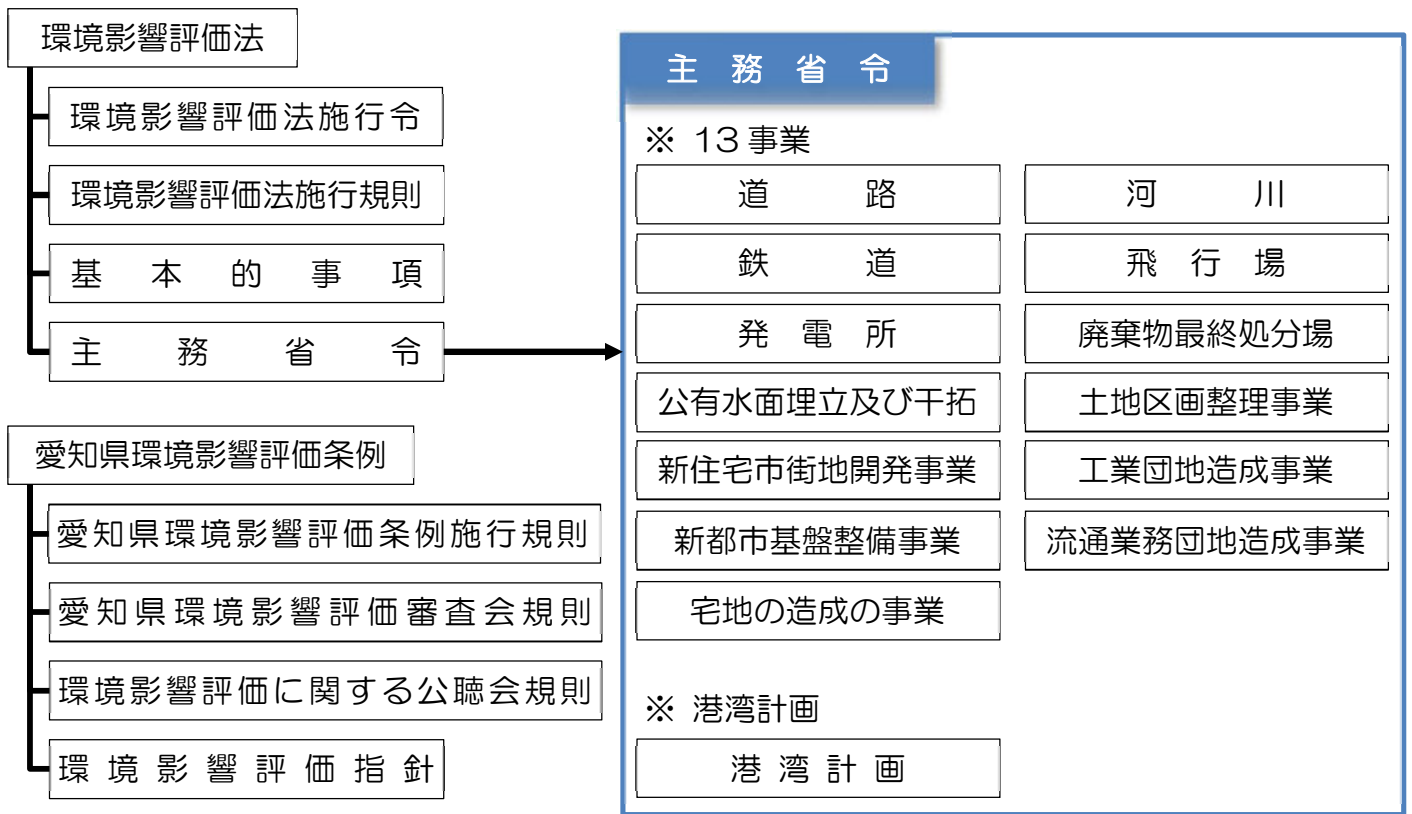
事業の実施による環境への影響を未然に防止するため、環境影響評価の実施に関するわが国初の統一的なルールとして、1984年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました。これを踏まえ、愛知県では、1986年に愛知県環境影響評価要綱を制定しました。

その後、1995年に制定した愛知県環境基本条例において、環境保全に関する基本的な施策の一つとして環境影響評価制度の推進を位置づけ、また、1997年には環境影響評価法が制定されたことを受け、環境影響評価制度の充実・強化を図るため、1998年12月に愛知県環境影響評価条例を公布し、法律とあわせて1999年6月に完全施行しました。

また、法律の完全施行後10年が経過する中で、2011年4月に法律が改正され、計画段階環境配慮書の手続などが新たに盛り込まれたことなどを受け、2012年7月に条例を改正し、法律とあわせて2013年4月に完全施行しました。

年	主な事項
1969（昭和44）	アメリカ「国家環境政策法（NEPA）」制定
1972（昭和47）	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解
1981（昭和56）	旧「環境影響評価法案」国会提出（1983年廃案）
1984（昭和59）	「環境影響評価の実施について」閣議決定
1986（昭和61）	「愛知県環境影響評価要綱」制定
1993（平成5）	「環境基本法」制定
1995（平成7）	「愛知県環境基本条例」制定
1997（平成9）	「環境影響評価法」制定
1998（平成10）	「愛知県環境影響評価条例」制定
1999（平成11）	「愛知県環境影響評価条例」／「環境影響評価法」完全施行
2011（平成23）	「環境影響評価法」改正
2012（平成24）	「愛知県環境影響評価条例」改正
2013（平成25）	改正「愛知県環境影響評価条例」／改正「環境影響評価法」完全施行

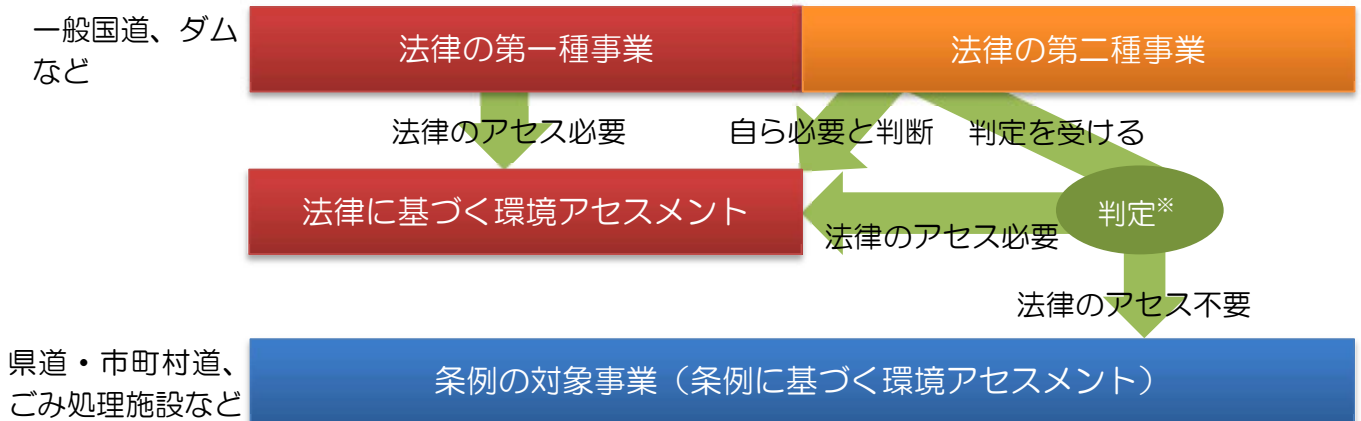
2 環境アセスメント制度の法体系



3 法律と条例との関係

環境影響評価法では、必ず環境アセスメントを行う「第一種事業」と環境アセスメントを行うかどうかを個別に判断する「第二種事業」があります。したがって、法律に基づき環境アセスメントを行うこととなるのは、「第一種事業」のすべてと「第二種事業」のうち環境アセスメントを行うべきと判断された事業になります。

一方、条例に基づき環境アセスメントを行うこととなるのは、県道・市町村道などの独自の対象事業のほか、法律の「第二種事業」のうち法律に基づく環境アセスメントは不要と判断された事業等になります。



※ 第二種事業について環境アセスメントを行うかどうかを決める手続（スクリーニング）

4 環境アセスメントの対象となる事業の概要

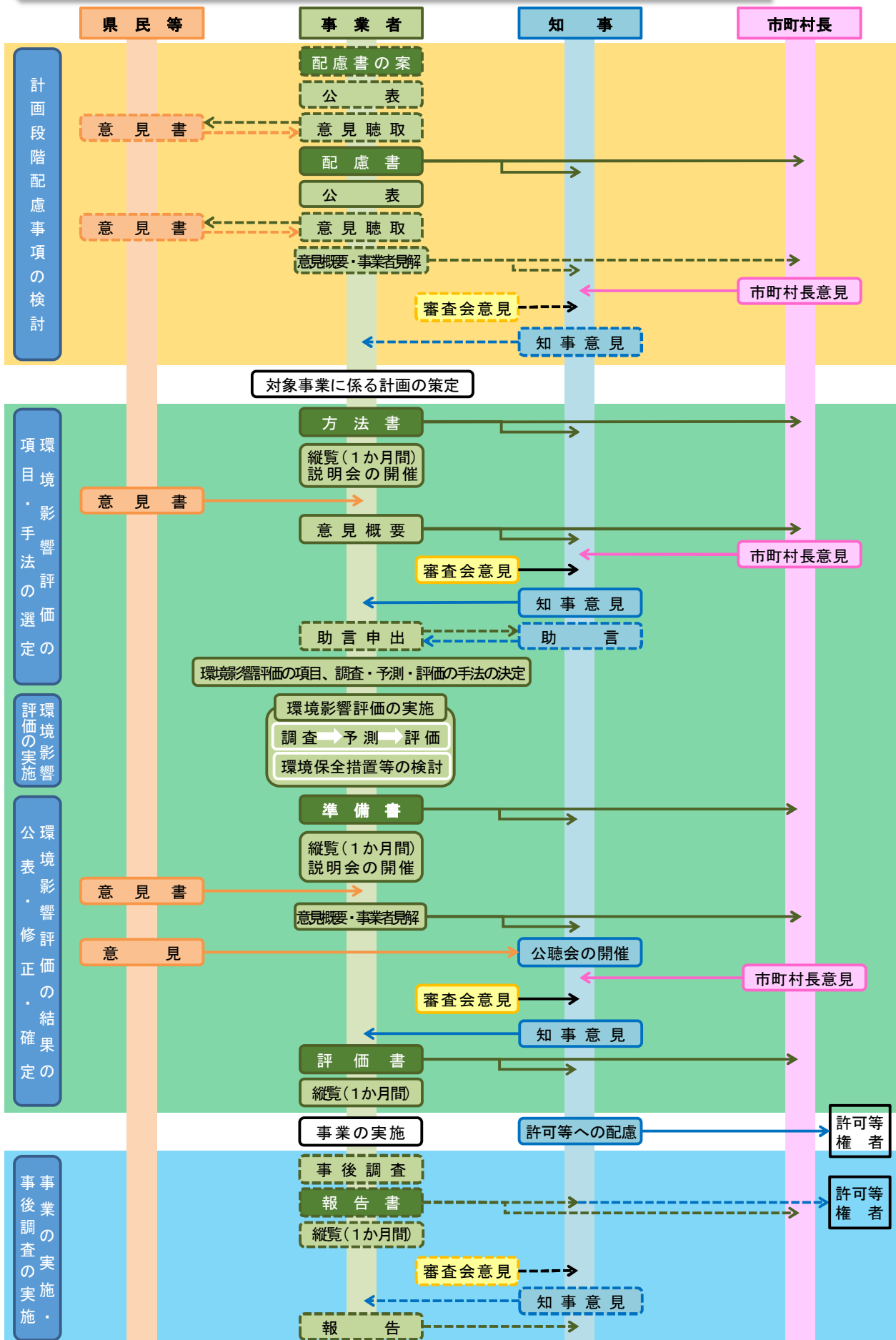
対象事業の種類	法律の第一種事業	法律の第二種事業	条例の対象事業
① 道路			
高速自動車国道	すべて		
指定都市高速道路（4車線以上）	すべて		
一般国道（4車線以上）	10km以上	7.5km～10km	7.5km～10km
林道（幅員6.5m以上）	20km以上	15km～20km	15km～20km
県道・市町村道（4車線以上）			7.5km以上
② ダム・堰その他河川工事			
ダム	貯水面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
堰	湛水面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
放水路	土地改変面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
③ 鉄道			
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道	10km以上	7.5km～10km	7.5km～10km
新幹線・普通鉄道以外の鉄道			7.5km以上
新設軌道	10km以上	7.5km～10km	7.5km～10km
新設軌道以外の軌道			7.5km以上
④ 飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m～2,500m	1,875m～2,500m
⑤ 発電所			
水力発電所	出力3万kW以上	2.25万kW～3万kW	2.25万kW～3万kW
火力発電所（地熱以外）	出力15万kW以上	11.25万kW～15万kW	11.25万kW～15万kW
火力発電所（地熱）	出力1万kW以上	0.75万kW～1万kW	0.75万kW～1万kW
原子力発電所	すべて		
太陽電池発電所	出力4万kW以上	3万kW～4万kW	3万kW～4万kW※
風力発電所	出力5万kW以上	3.75万kW～5万kW	0.75万kW～5万kW
⑥ 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設（焼却施設）			処理能力150t/日以上
し尿処理施設			処理能力150kl/日以上
産業廃棄物焼却施設			処理能力150t/日以上
廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha～30ha	25ha～30ha

対象事業の種類	法律の第一種事業	法律の第二種事業	条例の対象事業
⑦ 下水道終末処理場			11.25ha 以上
⑧ 工場・事業場			燃料使用量 11.25t/時間以上又は特定排出水の量 7,500m ³ /日以上
⑨ 公有水面の埋立・干拓	50ha 超	40ha～50ha	40ha～50ha
⑩ 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha 以上
⑪ 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
⑫ 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
⑬ 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha 以上
⑭ 農用地の造成			75ha 以上
⑮ レクリエーション用地の造成			75ha 以上
⑯ 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha 以上	75ha～100ha	
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha 以上
⑰ 住宅団地の造成			
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha 以上
⑱ 鉱物の掘採 又は土石の採取			事業区域面積 75ha 以上又は土地改変面積 37.5ha 以上
⑲ 複合開発事業			75ha 以上

港湾計画	埋立・掘込 300ha 以上	
------	----------------	--

※ 出力が3万 kW 未満の太陽電池発電所であっても、開発区域の面積が 75ha 以上の場合は、「工業団地の造成」として対象事業となる場合があります。

5 条例における環境アセスメントの手続の流れ



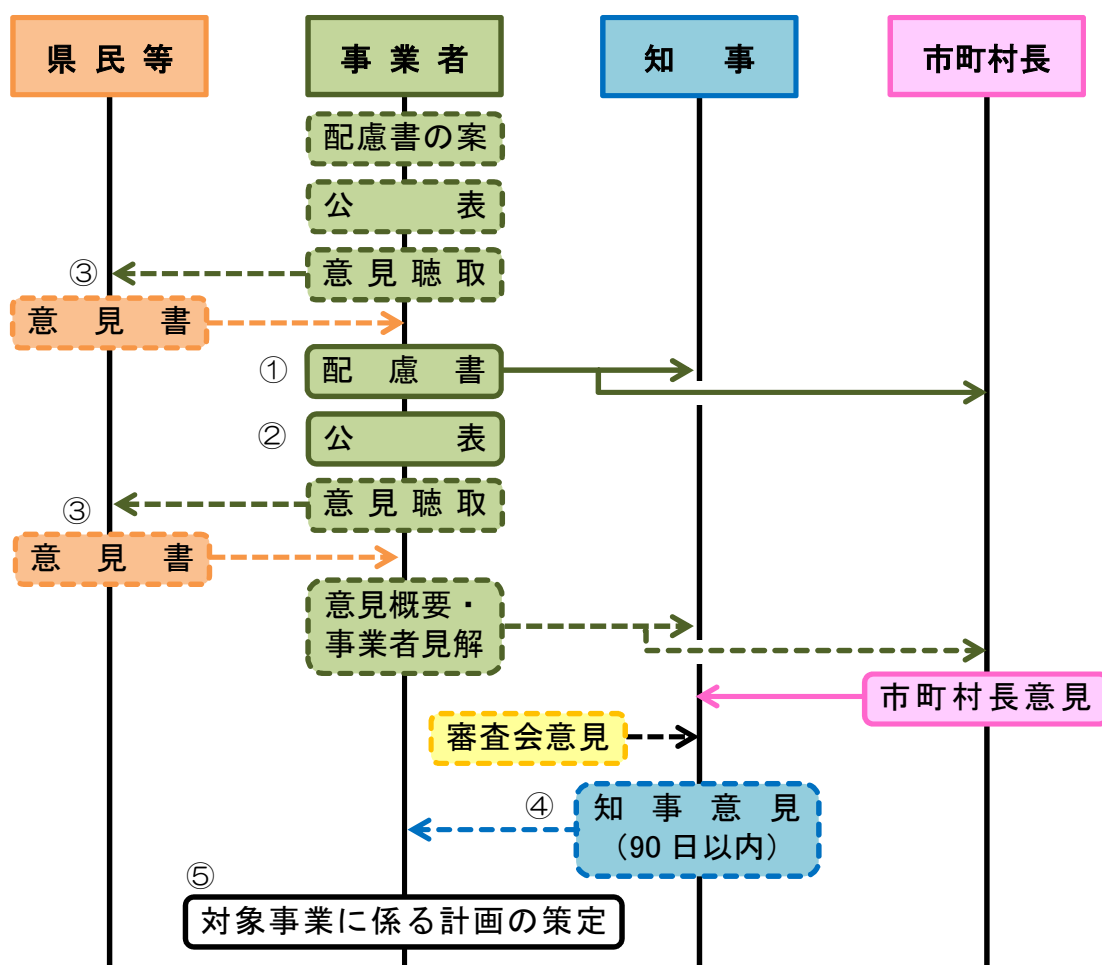
注) 点線は、必要に応じて行われる手続です。(以降の図も同じ)

5.1 計画段階環境配慮書（配慮書）の手続

配慮書事業者*は、事業の位置や規模、建造物などの構造、配置を検討する段階で、原則として複数の案について、重大な環境影響を回避し、又は低減するため、既存資料などを用いて、環境の保全のために配慮する必要がある事項を検討し、「配慮書」としてまとめ、公表します。

配慮書事業者は、県民のみならず知事などからの意見や社会性、経済性なども踏まえて事業計画を決めて、次の方法書以降の手続に反映することとなります。

※ 条例の対象事業を実施しようとする者と、法律に基づく配慮書の手続を行わないこととした法律の第二種事業を実施しようとする者をいいます。

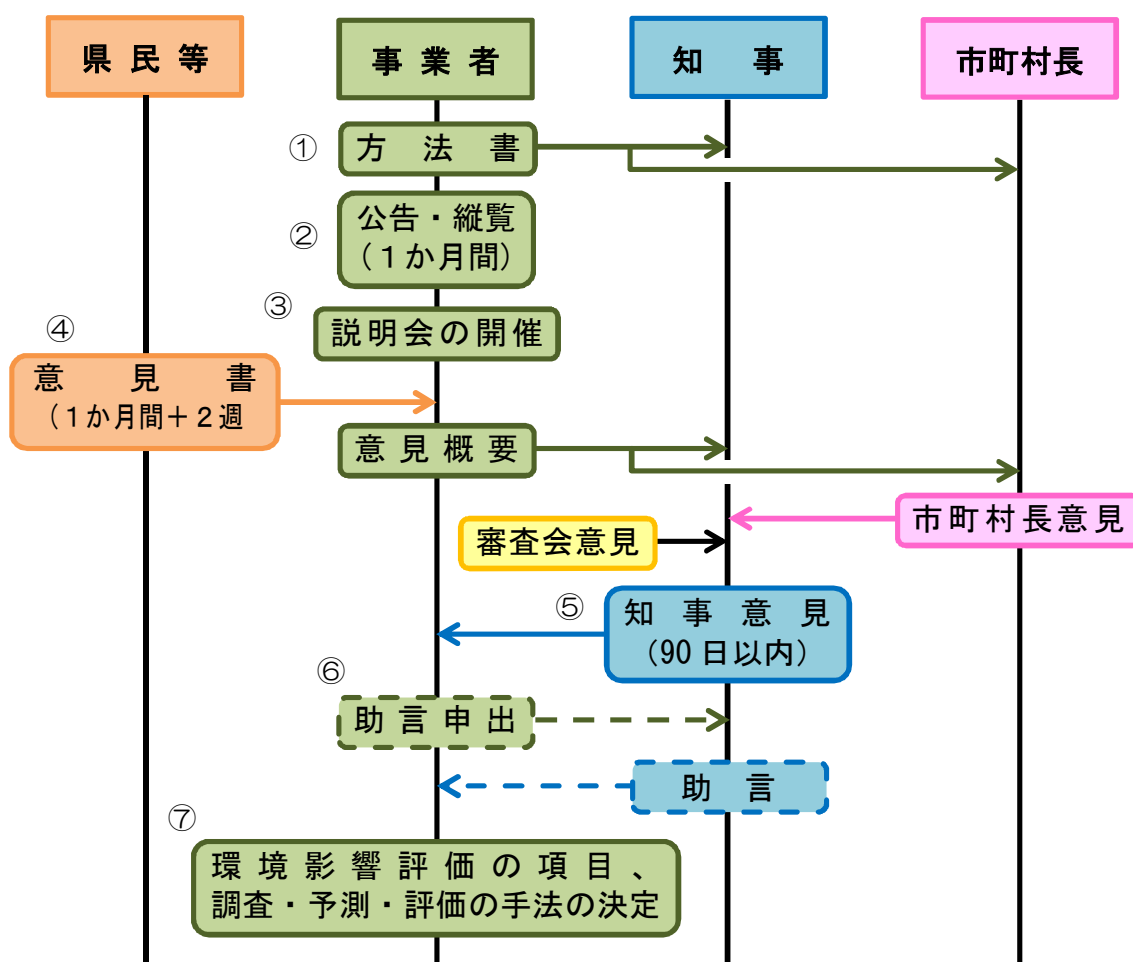


- ① 配慮書事業者は、配慮書を作成し、知事と市町村長に送付します。
- ② 配慮書事業者は、配慮書事業者の事務所やウェブサイトなどで配慮書を公表します。
- ③ 配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について、県民のみならずなどに環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めます。
- ④ 知事は、県民のみならず市町村長の意見などを踏まえ、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いて、①の配慮書の送付を受けた日から90日（知事が意見を述べるまでの間に、意見概要・事業者見解を記載した書類の送付があったときは、その送付があった日から90日）以内に、配慮書事業者に環境の保全の見地からの意見を述べるすることができます。
- ⑤ 配慮書事業者は、これらの意見が述べられたときはこれを踏まえ、対象事業に係る計画を策定します。

5.2 環境影響評価方法書（方法書）の手続

事業者は、地域の特性を踏まえた環境アセスメントを行うため、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかの計画などを「方法書」としてまとめ、公告し、誰にでも見られるようにします（「縦覧」といいます。）。

事業者は、県民のみならず知事などからの意見を踏まえて、環境アセスメントの方法を決めて、環境アセスメントを実施します。



- ① 事業者は、方法書を作成し、知事と市町村長に送付します。
- ② 事業者は、方法書を作成したことなどを公告し、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1か月間、縦覧します。
- ③ 事業者は、方法書の内容を説明するため、縦覧期間中に説明会を開催します。
- ④ 方法書の内容について、環境の保全の見地からの意見がある人は、縦覧期間（1か月間）＋2週間以内に、事業者に意見書を提出することができます。
- ⑤ 知事は、県民のみならず市町村長の意見などを踏まえ、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いて、意見概要の送付を受けた日から90日以内に、事業者に環境の保全の見地からの意見を述べます。
- ⑥ 事業者は、環境アセスメントの項目や方法を選定するに当たり、必要に応じて知事に技術的な助言を申し出ることができます。
- ⑦ 事業者は、これらの意見を踏まえ、環境アセスメントの項目や方法を決定します。

5.3 環境影響評価（環境アセスメント）の実施

事業者は、方法書の手続を経て決定した環境アセスメントの項目や方法に従って、調査・予測・評価を行います。これらと並行して、環境の保全のための対策を検討し、この対策を行った場合の環境影響を総合的に評価します。

項目

- 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
 - 大気質 ○騒音及び超低周波音 ○振動 ○悪臭 ○水質 ○水底の底質
 - 地形及び地質 ○地盤・土壌 ○地下水の状況及び地下水質 ○日照阻害 など
- 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
 - 動物 ○植物 ○生態系
- 人と自然との豊かな触れ合いの確保 地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造
 - 景観 ○人と自然との触れ合いの活動の場
 - 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況
- 環境への負荷
 - 廃棄物等 ○温室効果ガス等

調査

予測・評価を行うために必要となる地域の環境の情報を集めるために調査を行います。

たとえば・・・

既にある調査結果や資料を集めて整理する
実際に現地に行って、測定や観察する

予測

事業を行った場合に、環境にどのような影響があるのかなどの予測を行います。

たとえば・・・

コンピュータでシミュレーションするなどして、計算する
現在の状況の写真の上に、建物ができた状況を重ねてみる

評価

調査・予測の結果をもとに、事業を行った場合の環境への影響などについて検討し、評価を行います。

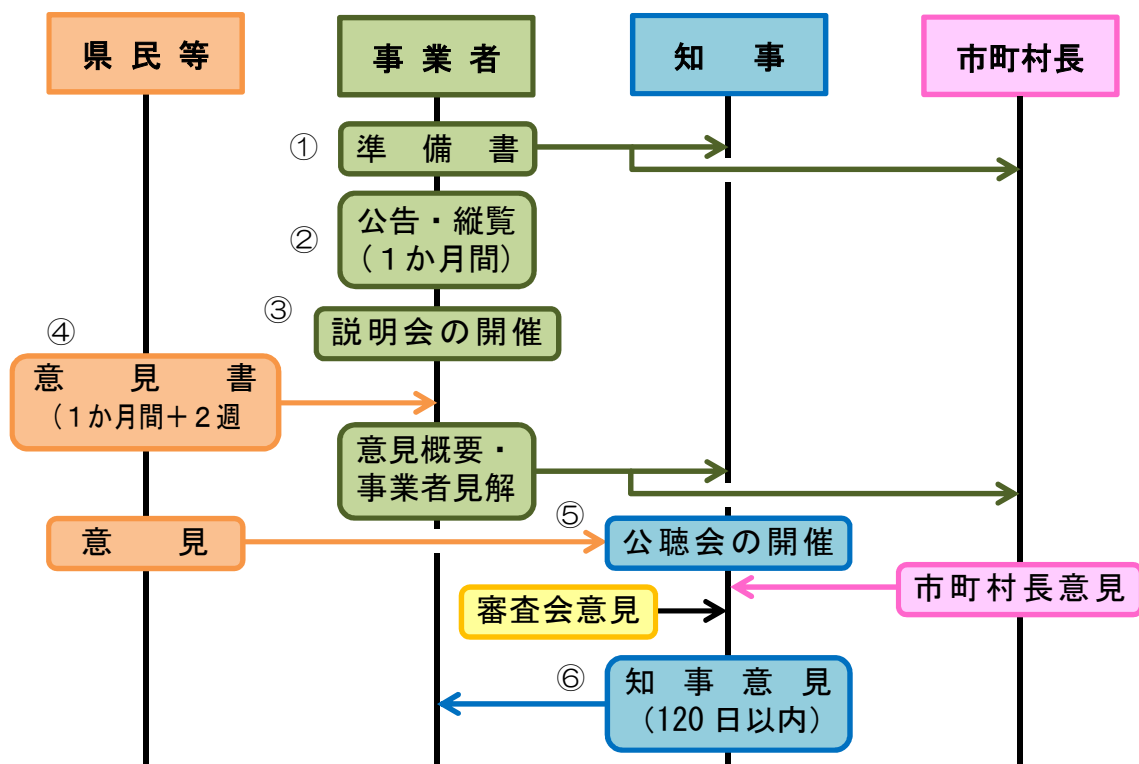
たとえば・・・

できる限りの環境の保全のための対策がとれているか
環境の保全に関する基準値や目標値などを満足しているか

5.4 環境影響評価準備書（準備書）の手続

事業者は、調査・予測・評価の結果や環境保全対策の検討の結果など、環境アセスメントの結果の案などを「準備書」としてまとめ、公告し、縦覧します。

事業者は、県民のみなさまや知事などからの意見を踏まえて、次の評価書を作成することとなります。



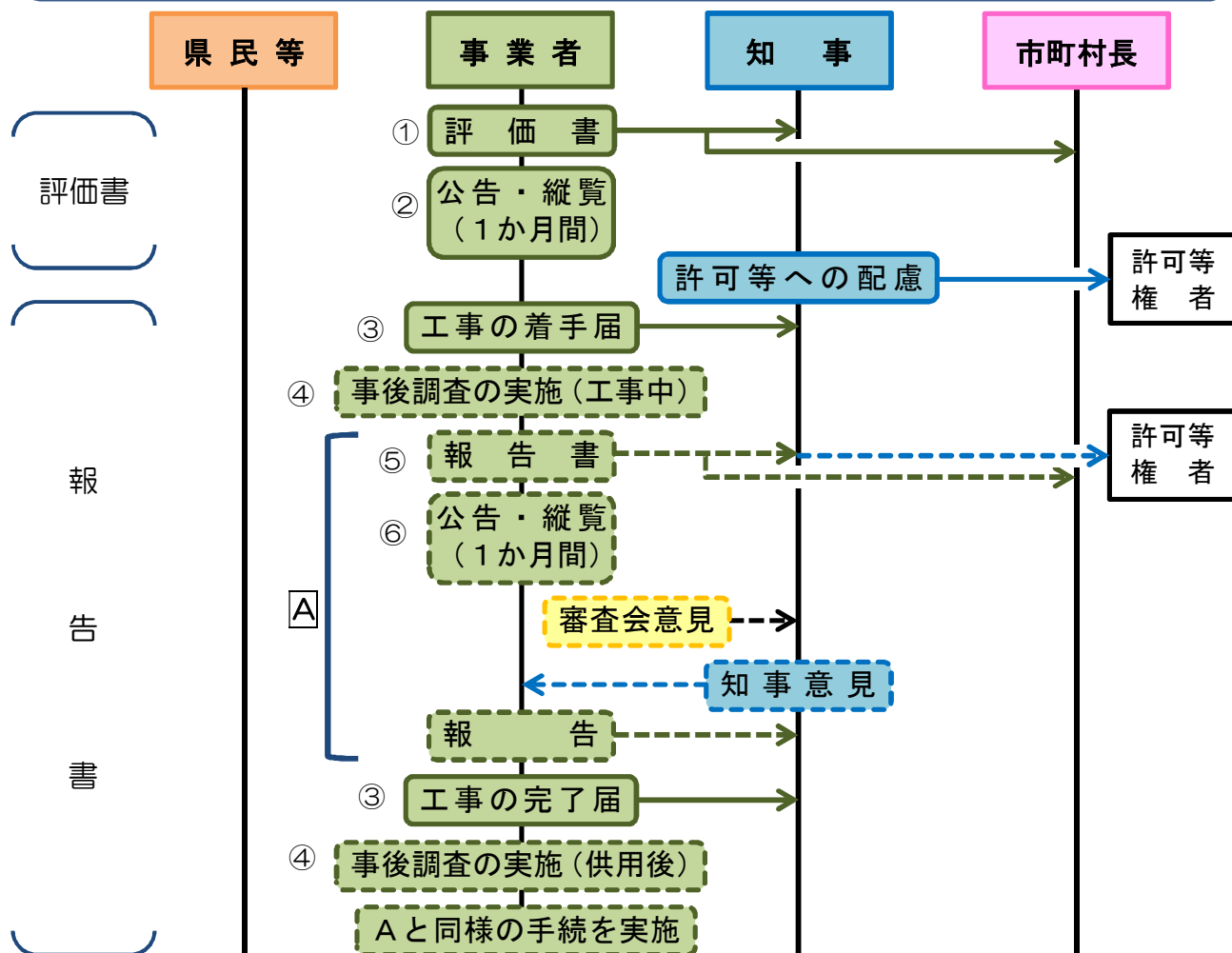
- ① 事業者は、準備書を作成し、知事と市町村長に送付します。
- ② 事業者は、準備書を作成したことなどを公告し、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1か月間、縦覧します。
- ③ 事業者は、準備書の内容を説明するため、縦覧期間中に説明会を開催します。
- ④ 準備書の内容について、環境の保全の見地からの意見がある人は、縦覧期間（1か月間）+2週間の間に、事業者に意見書を提出することができます。
- ⑤ 知事は、準備書の内容について、環境の保全の見地からの意見がある人の意見を聴くため、公聴会を開催します。
- ⑥ 知事は、県民のみなさまや市町村長の意見などを踏まえ、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いて、意見概要・事業者見解の送付を受けた日から120日以内に、事業者に環境の保全の見地からの意見を述べます。

5.5 環境影響評価書（評価書）・事後調査報告書（報告書）の手続

事業者は、準備書についての意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「評価書」としてまとめ、公告し、縦覧します。

事業者は、この公告までは事業を行うことはできません。

なお、工事に着手した後も、工事中や供用後の環境の状況などを把握するために、「事後調査」が必要な場合があります。たとえば、環境の保全のための対策の実績が少ない場合やその対策の効果に不確実性が大きい場合などに、事後調査の必要性が検討されます。



- ① 事業者は、評価書を作成し、知事と市町村長に送付します。
- ② 事業者は、評価書を作成したことなどを公告し、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1か月間、縦覧します。
- ③ 事業者は、工事に着手したときや工事を完了したときは、知事に届け出ます。
- ④ 事業者は、工事に着手した後、必要に応じて、工事中や供用後の環境の状況などを把握するために、評価書に記載された計画に基づき調査を行います。
- ⑤ 事業者は、事後調査を行ったときは、報告書を作成し、知事と市町村長に送付します。
- ⑥ 事業者は、報告書を作成したことなどを公告し、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1か月間、縦覧します。

2021年11月発行

【参考】法律における環境アセスメントの手続の流れ（一般国道の場合）

